

## 水防態勢について（足立区土木部・MM公社・足立建設業協会）

態 勢	足 立 区 土 木 部 ・ M M 公 社	足 立 建 設 業 協 会
総 合 態 勢	<p>足立区災害対策本部が設置される前または足立区災害対策本部が設置されない場合で、気象庁発表の天気予報を勘案し、水害発生のおそれがあるとき及び水害が発生したとき、または足立区災害対策本部解散後の残務整理等で必要のあるときは、足立区土木部及びMM公社と足立建設業協会とは以下の態勢をとる。</p> <p>情報伝達・協力要請の連絡整理は、足立区土木部計画調整課と足立建設業協会災害対策本部で行う。</p>	
警 戒 態 勢	<p>異常気象情報・大雨注意報等により警戒態勢の必要を認めたととき、主として情報の収集及び連絡にあたる。また、警報発令中であっても、水防活動の必要がなくなったときも同様とする。</p> <p>土木部は警戒態勢をとったとき、直ちに足立建設業協会へ通知し、必要な情報提供を行う。</p> <p>*人員は若干名</p>	<p>足立建設業協会は、会員への情報伝達に努める。</p> <p>*費用負担：無</p>
第 1 次 水 防 態 勢	<p>大雨注意報等が発令され、水害発生のおそれがある場合は、直ちに水防態勢が設置できるよう連絡要員を配置し、その他の職員を自宅待機させる必要があるとき発令する。</p> <p>土木部は第1次水防態勢をとったとき、直ちに足立建設業協会へ通知する。</p> <p>*人員は水防要員の1/3</p>	<p>足立建設業協会は、直ちに水防態勢が設置できるよう連絡要員を配置し、出勤可能な人員及び建設資機材等の把握に努める。</p> <p>*費用負担：無</p>
第 2 次 水 防 態 勢	<p>内水排除その他小規模防災の実施の必要があるとき発令する。（この態勢は、足立区災害対策本部設置と同時に当該組織へ吸収される）</p> <p>土木部は第2次水防態勢をとったとき、直ちに足立建設業協会へ通知する。</p> <p>なお、水防活動現場での指揮・命令は、特別の指示がある場合を除き、災害発生地区を管理する課・所長が行う。</p> <p>災害の状況により、土木部のみでは十分な応急措置を実施することができない場合は、足立建設業協会に協力要請を行う。</p> <p>協力要請については、出勤場所・必要な人員数及び建設資機材等を明確にして行う。</p> <p>*人員は水防要員全員</p>	<p>足立建設業協会は、出勤可能な人員及び建設資機材等の報告を行うとともに、足立区土木部からの協力要請に直ちに対応できるように準備を進める。</p> <p>足立建設業協会は、協力要請に直ちに対応する。</p> <p>なお、水防活動現場では、土木部の指揮・命令に従って行動する。</p> <p>*費用負担 準備要請：無 協力要請：有</p>
荒川河川敷占用工作物撤去及び復旧態勢	<p>荒川の洪水敷に出水のおそれがある場合は、できるだけ早く足立建設業に情報提供・準備要請を行う。</p> <p>撤去作業に作業時間等の制約が生じ、MM公社のみで対応できない場合は、土木部を通して足立建設業協会に協力要請を行う。</p> <p>荒川河川敷占用工作物撤去の統括責任は、特別の指示がある場合を除き、土木部公園緑地課長が行う。</p> <p>作業概要については、別紙「荒川河川敷出水時の占用工作物撤去及び復旧要領」とおりである。</p>	<p>足立建設業協会は、準備要請があったとき、直ちに出勤人員及び必要な建設資機材の確保を行い撤去態勢をととのえ、その状況を報告する。</p> <p>協力要請があった場合は、直ちに対応し、作業現場では、土木部並びにMM公社の指揮・命令に従って行動する。</p> <p>*費用負担 準備要請：無 協力要請：有</p>
連 絡 担 当 及 び 電 話 番 号	<p>土木部計画調整事業推進係 電話 (3880) 5111 内線2215・2216</p> <p>*警戒態勢及び第1次水防態勢等で、上記担当が不在の場合は、別紙「土木部連絡要員」「土木部緊急配備態勢要員」が連絡事務を担当する。</p>	<p>足立建設業協会災害対策本部長 森川建設 大饗勝夫 電話 (区) 090-3240-1608 F A X (3889) 2782 (夜) 090-3240-1608</p> <p>*必要に応じ、足立建設業協会災害応急対策計画を参照すること。</p>